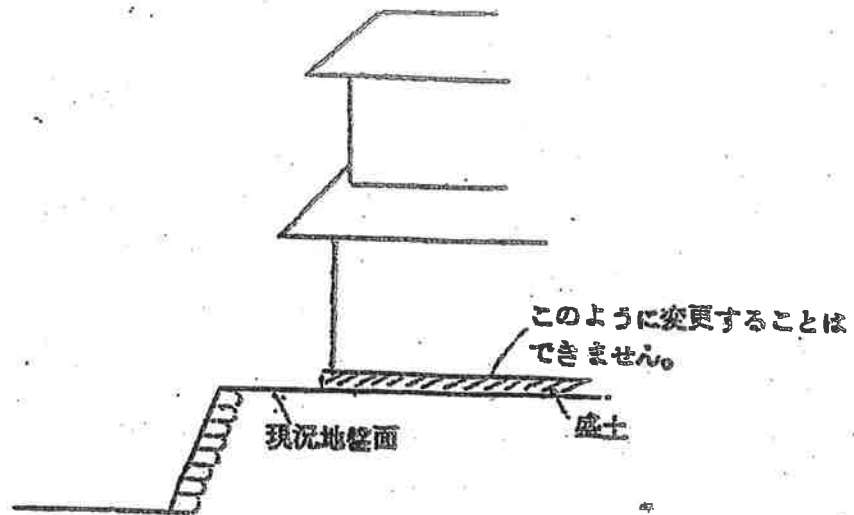
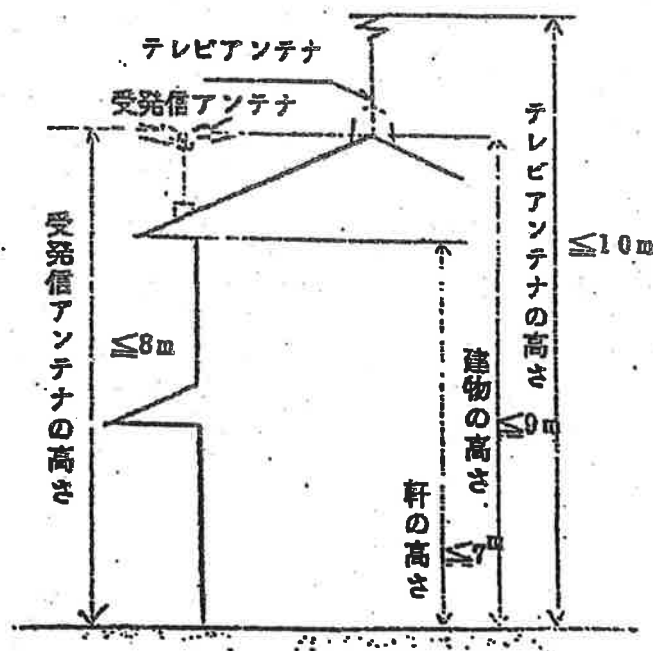


第6条 「建築物に関する基準」についての図解

1. 宅地の建築面積部分の高さは現況地盤面より高くしてはならない。



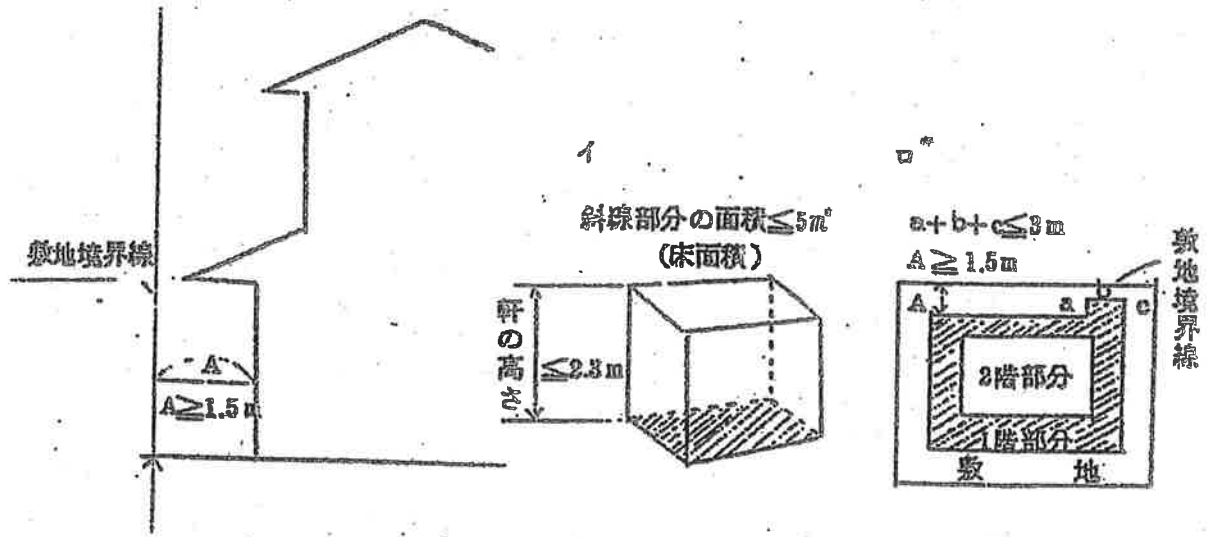
2. 建築物は個人専用住宅のみとし、併用住宅およびアパート、寮その他の集合住宅の建設はできない。ただし入院設備のない医院併用住宅の建設はできるものとする。
3. 建築物は、本協定締結時における1宅地に1棟1住宅とする。ただし、物置、ガレージ、カーポートを除く。
4. 建築物の階数は地上2階以下とし、2階の屋上は使用できないものとする。
5. 建築物の高さは現況地盤面より9m以下とし、軒の高さは7m以下とする。
6. 無線による受発信装置のアンテナの高さは、現況地盤面より8m以下とし、テレビアンテナの高さは10m以下とする。



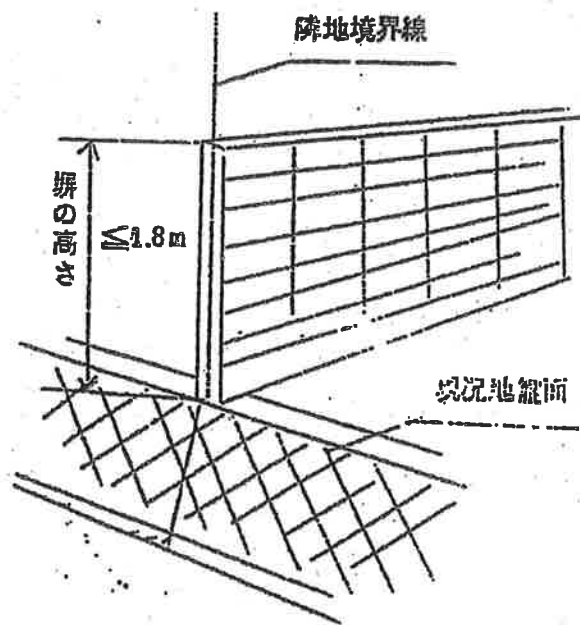
7. 建築物の外壁またはこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.5 m以上とする。

ただし、次のイ、ロのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

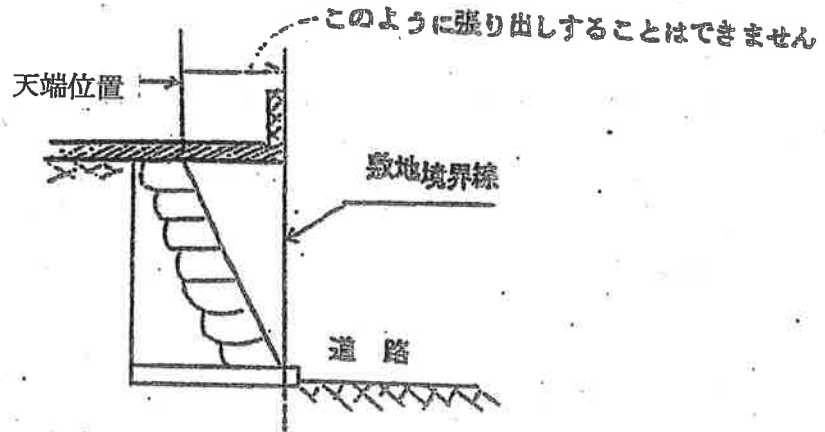
- イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内である場合。
- ロ. 外壁または、これにかわる柱の中心線の長さの合計が3 m以下である場合。



8. 隣地境界線側に造る塀の高さは現況地盤面から1.8 m以下とする。



9. 本協定締結時に築造されている石炭の天端位置より、外周境界方向の空間へ工作物を張り出したり延長してはならない。



10. 建築物に付属して設ける空調設備、ボイラー等は、敷地境界線より0.7m以内に設置できない。

